岩手県告示第477号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第1項の規定により、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、 その旨公告する。

なお、同条第4項の規定により、平成25年6月21日から同年7月10日まで関係書類を縦覧に供する。

平成25年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
音部地区	水産生産基盤整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の案	岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興
			局水産部宮古水産振興センター